

この細則(以下、「本細則」という。)は、管理規程にもとづき、その施行のために必要な事項の詳細を定める。本細則において、「契約者(保護者)」とは、寮室使用契約書(定期建物賃貸借契約書)の借借人をいい、「入寮者」とは、寮室使用契約書(定期建物賃貸借契約書)の入寮者(丙)をいう。また、「本協会」とは公益財団法人湖国協会をいう。

第1条 (敷金)

1. 契約者(保護者)は初回入寮時に、敷金 50,000円を本協会に預託する。
2. 前項に定める敷金は、退寮時(寮室使用契約終了時)に元金を返還する。但し、次に掲げる金額は控除する。
 - ① 寮舎内の共用施設・備品、寮室及び寮室内の備品を汚損、毀損した場合は、その修復費用相当額
 - ② 室料、施設費及び給食費を滞納している場合はその滞納額
 - ③ 各寮室で使用した電気料金、上下水道料金を滞納している場合はその滞納額
 - ④ その他、入寮者又は契約者(保護者)が、本協会に支払うべき金額が未払いになっている場合、その未払額

第2条 (室料、施設費及び光熱給水費)

1. 契約者(保護者)が支払う室料及び施設費を以下に定める。

室料及び施設費は、月の途中で入寮又は退寮した場合(1ヵ月未満の使用月)でも、1ヶ月分の額を支払うものとする。入寮者が年度の途中で退寮した場合は、納付済み金額の返還方法は本細則第7条第3項による。
2. 室料の基準は次のとおりとする。
 - ① 1室2名使用(約12㎡/1人)の場合 室料 17,000円/1人月額
 - ・ 同室の他の入寮者が途中退寮し、寮室の変更の必要が生じた場合には、入寮者は寮長の指示に従わなければならない。
 - ・ 同室の他の入寮者が途中退寮し、新たな他の入寮者が決定し入室するまでの期間において、継続して使用する入寮者が一時的に1室1人使用する場合も、室料は変更しない。但し、乙1及び丙1が1室1人で利用することを希望する場合は、2人分の室料を支払う。
 - ② 1室1名使用(約24㎡/1人)の場合 室料 34,000円/1人月額
3. 施設費は、一律 23,000円/1人月額とする。
4. 寮室光熱給水費は、各寮室毎に個別に計量し、その実費を契約者(保護者)は本協会に支払う。

1室2名使用の場合は、1/2づつの負担とする。但し、同室の他の入寮者が途中退寮した場合には新たな他の入寮者が入室するまでの期間の寮室光熱給水費は、継続して使用する入寮者の全額負担とする。

第3条 (給食費)

1. 給食費は、月額25,000円とする。
2. 途中退寮時の給食費の返還は、本細則第7条第3項による。

第4条 (給食)

1. 寮で提供する給食は、朝食及び夕食の2食とする。
2. 給食を行わない日は次に掲げる日とする。
 - ① 日曜日、祝祭日

- ② お盆、年末年始の期間(その期間は寮長が定め、入寮者に掲示して通知する)
- 3. 食事の時間については、以下のとおり定める。
 - ① 朝食は 7:00～ 9:00までとする。
 - ② 夕食は18:30～21:30までとする。
 - ③ 夕食については、事前前申し込みにより取り置きを行うが、時間は保健衛生に配慮し、23:30までとする。
- 4. 給食の申込は、4日前までに所定の用紙に記入するものとする。
- 5. 給食は、栄養バランスのとれた計画的な献立とし、1カ月の献立表を食堂に掲示する。

第5条 (外泊・欠食)

- 1. 入寮者は、合宿、旅行、帰省等で外泊する場合は、寮長に「帰郷・外泊届」を7日前までに提出すること。
- 2. 通学、学習、諸活動上の理由により、止むを得ず欠食する場合は、4日前までに所定の用紙に記入すること。
- 3. 給食申込の後、直前に欠食する場合は、入寮者は以下の要領で管理人に連絡すること。
 - ・朝食を欠食する場合は、前日の20:00までに管理人にその旨連絡のこと。
 - ・夕食を欠食する場合は、当日の17:00までに管理人にその旨連絡のこと。
 - ・夕食の取り置きをキャンセルする場合にも同様に連絡するものとする。

第6条 (欠食費の返還)

- 1. 本細則第3条により支払われた給食費について、欠食の理由の如何にかかわらず、以下の条件で返金する。
 - ① 欠食日の4日前までに前条の欠食申込を行うこと。
 - ② 欠食した場合の返金額は、朝食200円/1食、夕食400円 /1食とする。
 - ③ 欠食費の返還は、半期毎に精算するが、返金額の上限額は、5万円/半期とする。

第7条 (室料、施設費及び給食費の支払い)

- 1. 室料、施設費及び給食費の支払いは以下のとおりとする。
 契約者(保護者)は、3月25日、9月25日までに翌半期分を前払方式により、本条第2項の金額を本協会が指定する金融機関に振込による方法で支払わなければならない。
- 2. 本協会が、契約者(保護者)に請求する半年分の室料、施設費及び給食費の内訳は次のとおり。

| 費用の内訳 | 1室2名使用の場合 | 1室1名使用の場合 |
|-------|-------------------------|-------------------------|
| 室料 | 17,000円/月額×6ヶ月＝102,000円 | 34,000円/月額×6ヶ月＝204,000円 |
| 施設費 | 23,000円/月額×6ヶ月＝138,000円 | |
| 給食費 | 25,000円/月額×6ヶ月＝150,000円 | |
| 合計 | 390,000円 | 492,000円 |

- 3. 室料、施設費及び給食費の支払いに際しては、以下の点に留意すること。
 - ① 契約者(保護者)が寮室使用契約を期間満了前に解約(途中退寮)する場合は、解約月までの室料、施設費及び給食費は返還しない。解約月の翌月からの返還とする。
 - ② 初回入寮時には、本条第2項の合計額に本細則第1条第1項に定める敷金50,000円を加算する。
 - ③ 支払金の返還は、契約者(保護者)の金融機関の口座(特段の指定がない場合は、入寮時に提出された「契約者振込指定口座連絡票」に記入された口座)に振り込むものとする。

第8条（各寮室の光熱給水費の支払い）

- ① 契約者（保護者）は、各寮室毎に個別計量された電気料金・上下水道料金を室料、施設費及び給食費とは別に支払わなければならない。
- ② 各寮室の電気料金は、毎月1回集計して入寮者に掲示して通知する。
- ③ 各寮室の上下水道料金は、2ヵ月に1回集計して入寮者に掲示して通知する。
- ④ 本協会は、半年毎に過去半年分の各寮室の電気料金・上下水道料金を契約者（保護者）に請求する。

第9条（退寮時清掃協力費の支払い）

1. 入寮者は、退寮時に行う寮室の清掃に支出する費用の一部に充てるため、清掃協力費を本協会に支払う。
2. 退寮時の清掃協力費は、20,000円/1人とする。
3. 前項の費用の支払いは、入寮時に預託された敷金から控除する方法で行う。

第10条（その他のサービス費用）

- ① インターネット回線費用の負担はなし（但し有料サイト費用は、入寮者の個別契約による各自の負担）
- ② 本協会専用のFAXについては、入寮者は寮長の許可を得て利用することは可能である。

附則 本細則は、平成24年2月1日から施行する。
改定細則は、令和1年9月21日から施行する。
但し、室料及び施設費の改定は、令和2年度上期分より適用する。